

御所市・上牧町に対する市町村財政健全化貸付金による支援について

平成20年度決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）の規定により財政健全化団体となり、同法に基づく財政健全化計画を策定した御所市及び上牧町に対する支援として、市町村財政健全化貸付金の貸付を決定しましたのでお知らせします。

1. 平成21年度の貸付額

- ・貸付総額 15億円

└	御所市	9億5千万円
└	上牧町	5億5千万円
- ・考 え 方：対象団体の財政力を勘案しつつ、財政健全化判断比率を同様に低下させる。
- ・算定方法：標準財政規模×（1－財政力指数）に基づいて配分
 - *標準財政規模：地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の総額。財政健全化判断比率算定の際、分母に用いられる指標。
 - *財 政 力 指 数：基準財政収入額÷基準財政需要額

2. 貸付条件等

利子負担の軽減及び公債費負担の平準化を図り、財政健全化計画の着実な実施を支援するため、次の条件により貸し付ける。

- ・利 率：無利子
- ・貸付対象：地方債の借換に要する経費
 - *過去に借り入れた高金利の公的資金について、補償金免除繰上償還が認められていることから、その償還財源として貸付け、利子負担の軽減を図る。
- ・償還期間：20年以内（うち据置3年以内） 均等年賦償還

3. 貸付スケジュール

貸付決定：3月15日（貸付金交付は3月24日）

4. 貸付効果（計画ベース）

- ・実質赤字比率：両団体とも収支が均衡する年度が1年早まる。
- ・実質公債費比率：両団体とも早期健全化基準未達となる年度が1年早まる。

＜算定内容＞	標準財政規模×（1－財政力指数）	＝配分基準額（配分率×貸付総額＝貸付額）
御所市	7,980,717千円×（1－0.418）	＝4,644,777（0.636×15億円≒950,000千円）
上牧町	5,072,947千円×（1－0.477）	＝2,653,151（0.364×15億円≒550,000千円）